

食事療養および生活療養に関する事項

「入院時食事療養費（Ⅰ）」・「入院時生活療養（Ⅰ）」に関して

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）・生活療養（Ⅰ）の基準を満たした食事を提供しています。

また、管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

新古賀みなみ病院

2026年2月24日